

第9章 現住居の敷地以外の宅地などの所有状況

ここでは、現住居の敷地以外の土地（農地・山林を除く。）の所有状況についてみることにする。具体的には、住宅用地、事業用地、原野、荒れ地、池沼などが対象である（以下「現住居の敷地以外の宅地など」という。）。

年収が高い世帯で宅地などの所有率が高い

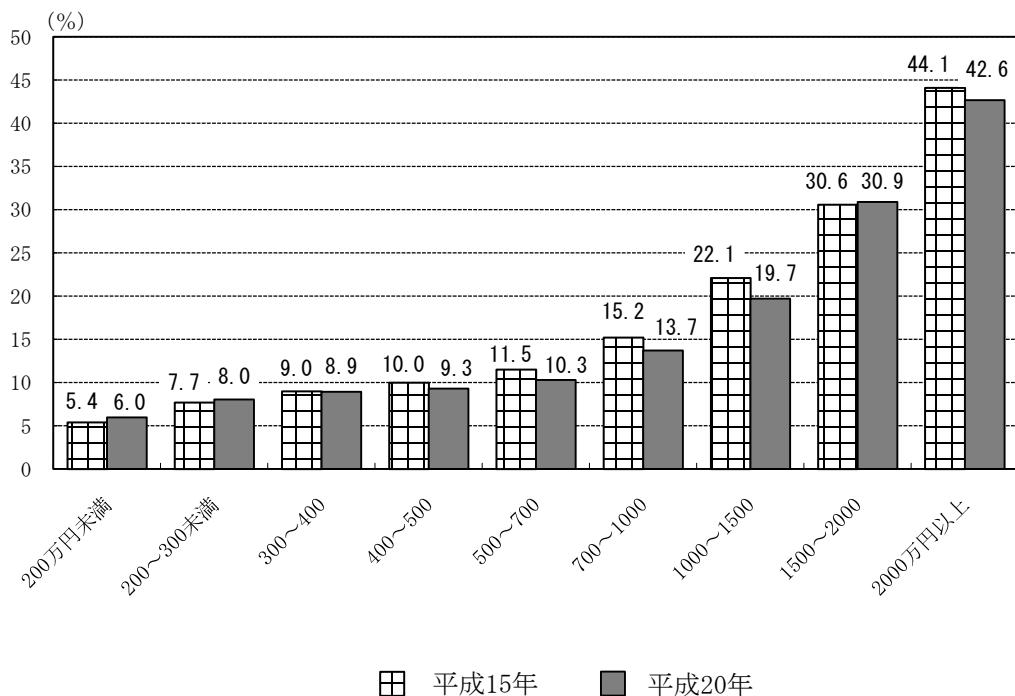
現住居の敷地以外に宅地などを所有する世帯は478万世帯で、宅地などの所有率（世帯全体に占める現住居の敷地以外に宅地などを所有する世帯の割合）は9.5%となっている。この世帯が所有する現住居の敷地以外の宅地などの件数は627万件となっており、1世帯当たり所有件数は1.3件となる。

世帯の年間収入階級別に現住居の敷地以外の宅地などの所有率をみると、「200万円未満」では6.0%となっており、年間収入階級が高くなるにつれて宅地などの所有率も高くなり、「2000万円以上」では42.6%となっている。

また、1世帯当たり所有件数も年間収入階級が高くなるにつれて多くなっており、「200万円未満」の1.3件に対し、「2000万円以上」では1.7件となっている。

<図9-1、付表9-1>

図9-1 世帯の年間収入階級別にみた現住居の敷地以外の宅地などの所有率
—全国（平成15年、20年）



宅地などの46.2%が住宅用地として利用

世帯が現住居の敷地以外に所有する宅地などの627万件について、利用現況別割合をみると、「一戸建専用住宅」用が33.3%で最も多く、これに「共同住宅・長屋建住宅」(10.5%)、「一戸建店舗等併用住宅」(2.3%)を合わせた住宅用が46.2%となっており、これを含む「主に建物の敷地として利用」が60.9%となっている。このほか空き地や原野などの「利用していない」が15.7%、屋外駐車場、スポーツ・レジャー用地などの「主に建物の敷地以外に利用」が14.6%となっている。

取得時期をみると、平成2年以前の取得が51.5%と半数以上を占め、平成18年以降は8.3%となっている。

取得方法については、「相続・贈与で取得」が45.9%と最も多く、次いで「個人から購入」が25.2%などとなっている。

<図9-2、図9-3、図9-4、付表9-2>

図9-2 現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況別割合
—全国(平成20年)



図9-3 現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得時期別割合
—全国(平成20年)

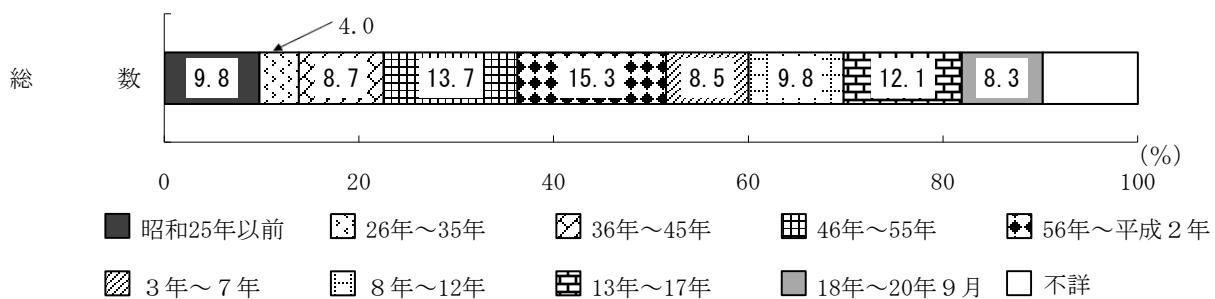


図9-4 現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得方法別割合
—全国(平成20年)

